

## 環境未来都市推進ボード実施推進会議 設置要綱

## (設置)

1. 環境未来都市推進ボードの下に環境未来都市推進ボード実施推進会議（以下「実施推進会議」という。）を置く。

## (任務)

2. 実施推進会議は、各都市で策定される環境未来都市計画（以下「計画」という。）の策定時及び事業実施時において、環境未来都市コンセプトに合ったものとなる様、助言その他の支援を行うことを任務とする。

## (構成)

3. (1) 実施推進会議は、学識経験者等の構成員を委員として構成するものとする。  
(2) 実施推進会議の委員は、スペシャリティメンバー 13 名以内で構成することとする。  
(3) 座長は環境未来都市推進ボードの座長が兼任することとし、座長代理は座長が必要に応じて指名する。

## (招集)

4. 実施推進会議の会議は、座長が招集する。

## (会議の開催)

5. 実施推進会議は、構成員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により実施推進会議の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

## (議事の公開)

6. 実施推進会議の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、実施推進会議の会議の終了後速やかに公開する。

## (庶務)

7. 実施推進会議の庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

## (雑則)

8. この要綱に定めるもののほか、実施推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則) (平成 25 年 5 月 10 日)

この要綱は、平成２５年５月１０日から施行する。